

平成25年 7月24日開催

石狩市教育委員会会議（7月定例会）資料

＜協議事項＞

- 1 教育プラン基本計画（後期）の策定について（別冊資料）
- 1-2 第4期石狩市総合計画と石狩市教育プランとの整合性等に関する質問要旨等（当日配付資料）

＜報告事項＞

- 1 教育委員会の広報について……………P 1
- 2 図書館交流事業について……………P 2
- 3 学校給食での誤飲事故発生に伴う対応について……………P 3
- 4 通学路の安全対策について……………P 4～P 5

石 狩 市 教 育 委 員 会

教育プラン基本計画（後期）の策定について

1. 石狩市教育プランについて

本市教育行政の教育理念や方向性を明確にし、計画的に推進するため、教育プランは策定されました。現教育プランの前期計画期間は平成 26 年度をもって満了することから、基本構想に基づき前期基本計画を見直し、後期計画の策定に向け、昨今の教育行政を取り巻く課題や方向性、本市のスタンスなどを考慮し、本年度より、組織化を図り検討を開始します。

□ 前教育プラン

基本計画 前期：平成 14 年度～平成 16 年度 後期：平成 17 年度～平成 21 年度

□ 現教育プラン

基本構想 平成 22 年度～平成 31 年度（10 年）

基本計画 前期：平成 22 年度～平成 26 年度

後期：平成 27 年度～平成 31 年度

（参考）

1. 教育関連計画等

- ・国の計画 『 教育振興基本計画 』（教育基本法 § 17）

今後 10 年を通じて目指すべき教育の姿（H20～H29）

今後 5 年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策 第 1 期（H20～H24）第 2 期（H25～H29）

- ・北海道の計画 『 北海道教育推進計画 』

全体（基本理念）概ね 10 年間、（H20～H29）

施策項目（H20～H24）、（H25～H29）基本計画は改定なし。

2. 本市の計画

- ・第 4 期石狩市総合計画

基本構想（H19～H28）戦略計画（後期）（H24～H28）

※「第 5 期総合計画」は平成 27 年度中のスタートを目指し策定作業を開始している。

- ・石狩市子どもの読書活動推進計画（H22～H26）

- ・次世代育成支援行動計画（後期）（こども・あいプラン）（H22～H26）

2. 策定業務について

今回の後期基本計画策定業務の流れは、大きく、次の 3 点によります。

- (1) 前期基本計画（平成 22 年度～平成 26 年度）の評価
- (2) 教育課題等の再整理
- (3) 施策事業等の検討

3. 策定業務の手法について

教育委員会事務局内に、教育プラン策定委員会を設置し、総務企画課をその事務局として、策定業務を推進します。

外部有識者の活用や市民協働の視点については、策定委員会の検討段階より、教育委員会事務局内の指導主事や社会教育主事の見識の活用を図るとともに、「教育関係団体等」との情報交換・連携を密にし、節目においては「本市に關係する各種団体」を招いた懇談会を開催し、意見交換等を行うものとし、また、最終的にはパブリックコメントを行い、その見識や意見等の検討反映を行うものとします。

なお、石狩市教育委員においては、本策定方針の決定をはじめ、節目での詳細な協議を行い、最終的な決定を行うものとします。

(1) 教育プラン策定委員会（以下、「策定委員会」という。）

- ・構成メンバー 教育委員会全課 管理職（ワーキンググループ：主査職等）
- ・部会を構成し、検討・調整（補助執行機関の市長部局含む）・策定等を行う。
- ・総合的な事務局は総務企画課
- ・設置期間 本案決定から平成27年3月末まで

(2) 教育関係団体等

- ・想定団体等：校長会、教頭会、石狩市教育振興会、
社会教育委員会、文化・図書関係審議会や団体、
保健福祉及び子育て関係審議会や団体等

(3) 本市に關係する各種団体等

- ・想定団体等：経済関係（石狩商工会議所、石狩湾新港企業団地連絡協議会等）、
地域関係（厚田浜益地域協議会、石狩市連合町内会連絡協議会等）、
市民活動関係団体、保健福祉及び子育て関係団体、
スポーツ関係団体、P T A関連団体、教育関連団体等

（参考）前回策定時との違い 及び 今回の策定組織編成理由

- ・前回は、今後10年を通じて目指すべき教育の姿の検討を行い、基本構想として表現した。
- ・また同時に、今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策等（＝基本計画）を前期（H22～H26）として、策定した。
- ・今回は、後期基本計画（H27～H31）の策定作業と並行し、石狩市の教育の現状と前期計画の総括を踏まえた確認を行うことで、基本構想について当初より根本的な変更を想定してはいない。

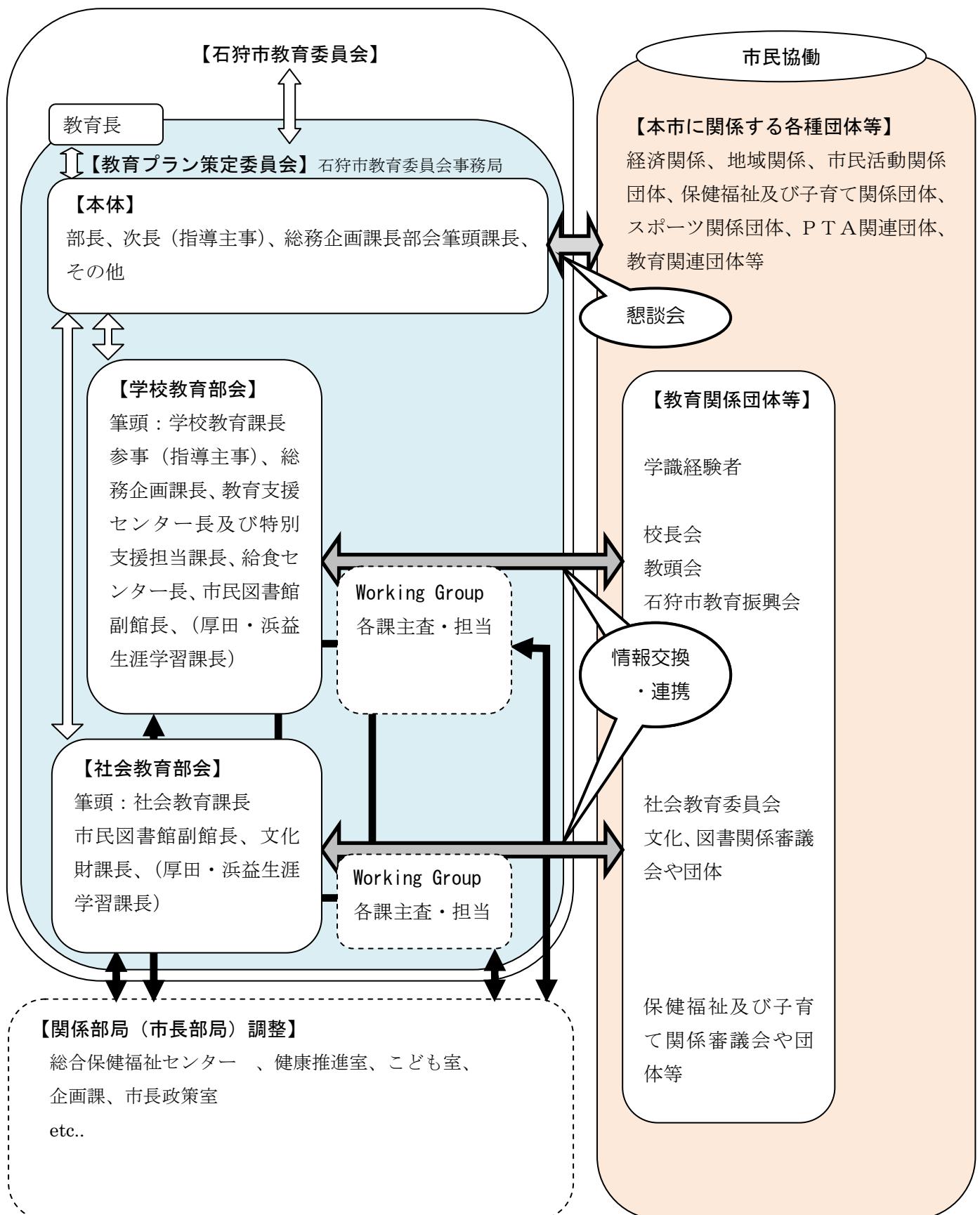
4. 策定委員会の組織について

教育プラン策定委員会については、生涯学習部の各管理職を中心とした組織（学校教育部会・社会教育部会）及びワーキンググループを編成し、その上部に総合調整組織（本体）を編成します。

市民協働を踏まえた策定作業を推進するとともに、教育委員との情報交換を密にした組織とします。

＜協議事項 1 別冊資料＞

(1) 教育プラン策定にかかる組織イメージ



＜協議事項 1 別冊資料＞

(2) 本体・部会の業務イメージ

策定委員会 学校教育部会	<ul style="list-style-type: none"> ・教育プランの内、学校教育主体（及びその周辺事項）部分について、部会下部組織のワーキンググループを含めて調査検討を行う。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 前期基本計画（平成 22 年度～平成 26 年度）の評価 (過去の点検評価を基本とした総括。) (2) 教育課題等の再整理 (3) 施策事業等の検討 ・必要に応じアンケート等も検討事項とする。 ・関係部局、教育関係団体等との情報交換・連携 ・検討結果について、策定委員会本体へ報告と調整
策定委員会 社会教育部会	<ul style="list-style-type: none"> ・教育プランの内、社会教育主体（及びその周辺事項）部分について、部会下部組織のワーキンググループを含めて調査検討を行う。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 前期基本計画（平成 22 年度～平成 26 年度）の評価 (過去の点検評価を基本とした総括。) (2) 教育課題等の再整理 (3) 施策事業等の検討 ・必要に応じアンケート等も検討事項とする。 ・関係部局、教育関係団体等との情報交換・連携 ・検討結果について、策定委員会本体へ報告と調整
策定委員会本体	<ul style="list-style-type: none"> ・各部会からの検討資料（及び説明）の確認検討、及び市長部局含む総合調整。 ・本市に關係する各種団体等との懇談会による情報交換等

(3) 業務の段階的推進について

- ① **[各部会]** 総務企画課で切り分けた施策項目について、平成 25 年現在における、前期基本計画の評価・課題の整理を行う。また、適宜、各部会・関係部局や教育関係団体等との情報交換・連携を行う。なお、この段階で、関連施策・指標も想定し（仮）として頭出しうる。
- ② **[各部会]** ①を踏まえ、大・中・小項目について、各部会で内容・表現などの検討（追加・修正・削除等）を行う。また、適宜、関係部局や教育関係団体等との情報交換・連携を行う。
- ③ **[本体]** ②の結果（評価・課題の整理・（仮）大中小項目及び関連施策・指標）を本体で確認検討を行い、必要に応じて再度各部会と調整する。
- ④ **[各部会]** 関連施策・指標について、各部会で内容詳細・表現などの検討を行う。
- ⑤ **[本体]** ④の結果を本体で確認検討を行い、必要に応じて再度各部会と調整する。
- ⑥ **[本体]** 適宜、本市に關係する各種団体等との懇談会による情報交換等を行う。
- ⑦ **[本体・各部会]** 基礎データ等の再確認・全体を通じた再確認を行う。
- ⑧ 適宜、教育委員会会議への報告等を行い、原案はパブリックコメントを実施し、最終的な決定は教育委員会議にて行われる。

5. 策定スケジュール（予定）

時期	教育委員会 会議	策定委員会	総務企画課	適用
H25. 4				
5				
6				
7	協議	立上げ	<p>■部会検討 ・大中小項目の 検討（指標、施 策等も意識。） ・アンケート検 討等</p>	
8			<p>■部会検討 ・大中小項目の 検討（指標、施 策等も意識。） ・アンケート検 討等</p>	
9				
10		<p>■本体検討 ・指標、施策等 の検討</p>		H26 予算策定 懇談会
11		<p>■本体検討 ・指標、施策等 の検討</p> <p>・フィードバッ ク検討（随時）</p>		
12				
H26. 1		<p>■本体検討 ・基礎データの 随時確認</p>		
2		<p>■本体検討 ・基礎データの 随時確認</p> <p>・フィードバッ ク検討（随時）</p>		
3		<p>■本体検討 ・基礎データの 随時確認</p> <p>・フィードバッ ク検討（随時）</p>		

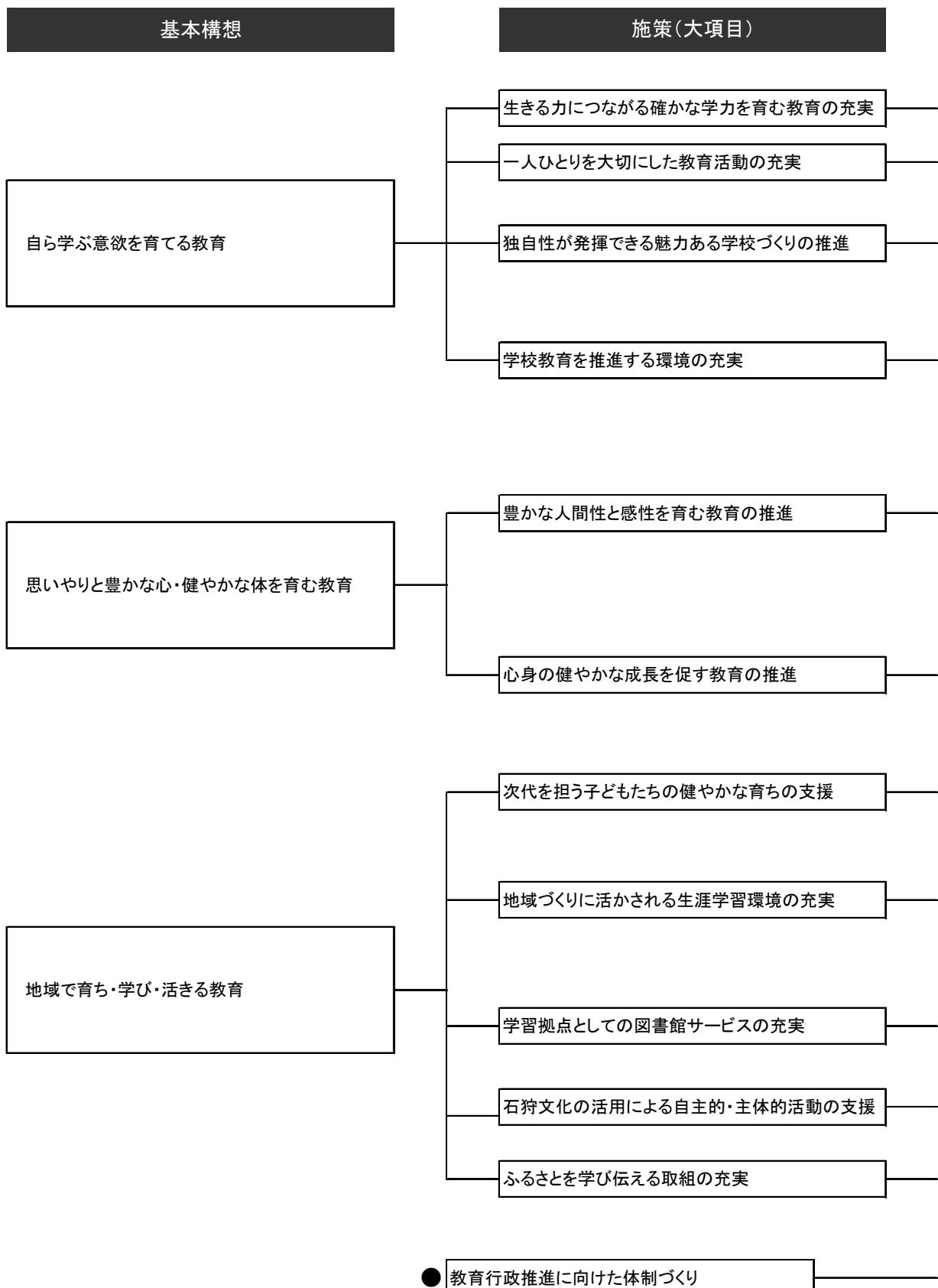
＜協議事項 1 別冊資料＞

時期	教育委員会議	策定委員会 (内部)		総務企画課	適用
H26. 4		■本体検討	■部会検討 ・フィードバッ ク検討 (随時)		懇談会
5					
6	報告	調整	調整		
7	協議				
8					
9	議案 (原案)				
10				パブリックコメン ト (P C) 準備	H27 予算策定
11					
12				P C実施	
H27. 1	報告 (又は協議)				
2					
3	議案				

＜協議事項1 別冊資料＞

（参考）

教育プラン基本計画 施策体系



＜協議事項1 別冊資料＞

施策(中項目)	施策(小項目)	
確かな学力を育む教育活動の推進	学習指導の充実 学校図書館機能の充実	P31 P32
幼児教育の振興	幼児教育の振興	P33
特別支援教育の推進	特別支援教育を進める体制の整備	P35
教職員の主体的な研究・研修活動の推進	石狩市独自の研修機会の充実 教職員の主体的な研究・研修組織の取組への支援	P38 P39
教育課題に積極的に挑戦する学校づくりの推進	活力のある学校組織づくり 教育課題の把握と学校独自の実践の推進	P39 P40
地域とともに歩む学校づくりの推進	開かれた学校づくりの推進 学校教育活動への地域住民の参画の支援	P41 P41
学校施設・設備の整備・充実	学校施設・設備の整備・充実	P42
安全な学校づくりを目指した環境の整備	安全な学校づくりを目指した環境の整備	P43
就学に関する経済的な支援の充実	就学に関する経済的な支援の充実	P44
安全・安心な学校給食の充実	安全・安心な学校給食の充実	P45
豊かな人間性を育む教育活動の推進	「心の教育」の充実 体験活動の充実	P47 P47
子どもの読書活動の推進	本との出会いの機会の提供 学校における読書活動の充実 子どもの読書活動に関する啓発の充実	P49 P50 P51
問題を抱える児童生徒とその保護者への支援体制の充実	不登校児童生徒の指導・支援の充実 問題行動等に関する相談体制の充実	P52 P52
健康な身体を育む教育活動の推進	体力・運動能力の向上 健康・安全教育の推進 食に関する指導の充実	P54 P54 P55
市民皆スポーツを目指した生涯スポーツの推進	子どもたちのスポーツ活動の推進 市民皆スポーツの推進	P56 P56
基本的な生活習慣定着のための家庭環境づくりへの支援	発達段階に応じた子育ての学習機会の充実 基本的な生活習慣定着の推進	P57 P58
子どもの権利の保障の推進	子どもの権利の保障の推進	P60
地域で子どもを育てる環境づくりの推進	青少年健全育成の推進を目指した取組の支援 地域で子どもを見守り育てる取組の推進	P61 P61
多様な学習機会の提供、主体的な学習活動の支援	多様な学習機会の提供、主体的な学習活動の支援	P62
学習成果の発表・交流の場の充実	学習成果の発表・交流の場の充実	P63
社会教育を進める主体的な団体活動の支援	社会教育を進める主体的な団体活動の支援	P64
学習活動を支援する環境整備の充実	主体的な学習の支援 社会教育の推進体制の充実 社会教育施設等の整備	P65 P65 P65
情報発信を通じた生涯学習活動の支援	情報発信を通じた生涯学習活動の支援	P66
市民の誰もが利用できる環境の整備	市民の誰もが利用できる環境の整備	P67
サービスを支える基盤の整備	サービスを支える基盤の整備	P67
期待に応える蔵書・情報源の構築	期待に応える蔵書・情報源の構築	P68
芸術文化に親しむ機会や交流の場の充実	芸術文化に親しむ機会や交流の場の充実	P69
市民の主体的な芸術文化活動の支援	市民の主体的な芸術文化活動の支援	P70
ふるさとの文化を学び伝える取組の充実	文化・自然遺産の保護、保存、活用の推進 文化財保護に関する活動の支援 ふるさとを学ぶ機会の充実 ふるさとを学ぶ資料の整備	P71 P72 P72 P73
教育委員会活動の活性化	市民との協働により開かれた教育行政を推進 教育委員会活動の充実	P74 P75

＜当日配付資料＞（協議事項①関係）

**第4期石狩市総合計画と石狩市教育プランとの整合性等に関する
質問要旨等**

只今、事務局から「教育プラン基本計画（後期）策定について」縷々説明がありましたが、現行の「第4期石狩市総合計画」と「石狩市教育プラン」との整合性等に関する件につきましては、平成21年度に策定した教育プランでは、教育委員会会議での協議期間が半年足らずだったことから、時間的制約もあり議論を深めるに至りませんでした。

しかしながら、市教委にとって、甚だ不都合な事態が生じておりますので、去る7月12日に、本件に関する「質問要旨」を事務局に提出したところであります。

市教委にとって、甚だ不都合な事態が生じる最大の要因は、石狩市と石狩市教委における最も重要な、第4期石狩市総合計画と石狩市教育プランについて、第4期石狩市総合計画は、平成19年度から平成28年度までの10年計画ですが、石狩市教育プランは、平成22年度から平成31年度までの10年計画となっており、計画年度が4年も乖離していることがあります。

不都合な事態を抜本的に解消する方策としては、石狩市が、平成27年度中のスタートを目指し、「第5期石狩市総合計画」の策定を進めることでありますので、この機会に市教委でも、新たに「（仮称）石狩市教育振興基本計画」を策定することが、唯一の解消方法であるとの視点から、質疑を展開させていただきます。

1 はじめに、教育委員会にとって、甚だ不都合な事態が生じている具体的な事例について、3点指摘しますので、所見等をお聞かせ下さい。

（1）1点目ですが、第4期石狩市総合計画では、石狩市の将来像を「あい風と人間が輝く活力のまち・石狩」と定め、基本理念を「自立・協働・共生によるまちづくり」と定めておりますが、石狩市教育プランには、石狩市の将来像がなく、基本理念を「自立の精神、自主性と協働意識を持った市民を育む」と定めておりますが、石狩市が目指す「将来像」や基本理念の「共生」が欠落しており、計画策定の基調部分に、相違が生じていると思いますが、所見をお聞かせ下さい。

【市教委答弁要旨：7／18】

計画期間は、必ずしも一致しないケースはあると考えます。

その状況において、できる限り整合性を図る必要があると考えます。

【所見：7／19】

只今の答弁を伺いまして、去る7月12日に通告しました質問の主旨を、十分に把握できていないように思われますので、本日は今後検討していただぐ上で重要な視点について、改めてお話をさせていただきます。

計画策定の基調とすべき、石狩市が目指す「将来像」や基本理念の「共生」が、欠落した状態で策定された教育プランには、第4期石狩市総合計画との整合性を論ずる上で、論理的・体系的・構造的に、様々な矛盾に直面していることに、気づいていただきたいのであります。

石狩市が目指す「将来像」や基本理念は、石狩市教委が「人づくり」を論ずるうえで、欠かすことのできない大切な部分でありますので、共通の土俵の上で論じるべきものであると考えております。

なお、申し上げるまでもなく、北海道の新・北海道総合計画と第四次北海道教育長期総合計画とは、平成20年から平成29年までの10年計画となっているほか、北海道教育推進計画は、新・北海道総合計画が示す政策の基本的な方向に沿って策定される、教育分野の計画と位置付けられており、整合性が図られておりますので、是非参考にしていただきたいのであります。

(2) 2点目ですが、平成23年度に、第4期石狩市総合計画が一部見直され、平成24年度から平成28年度までの【後期戦略計画】のV【テーマ5】

「心豊かに学びいきいきと活動するまち」では、市教委に関する7項目が掲げられております。

- ① 生涯学習の推進の「成果目標」として、市教委から、市民図書館利用登録者の割合など、3項目が掲載されています。
- ② 学校教育の充実の「成果目標」として、市教委から、小中学校の教育内容に満足している市民の割合の1項目が、掲載されています。
- ③ 青少年の健全育成の「成果目標」として、2項目掲載されておりますが、市教委分はありません。
- ④ 芸術・文化の振興の「成果目標」として、市教委から、市民文化祭に参加した個人・団体件数など、2項目が掲載されています。
- ⑤ スポーツ・レクリエーションの振興の「成果目標」として、3項目掲載されておりますが、市教委から、継続的に運動を行っている市民の割合の1項目が、掲載されています。
- ⑥ 国内・国際交流の推進の「成果目標」として、2項目掲載されておりますが、市教委分はありません。

そこで、伺いますが、石狩市の「後期戦略計画」の「成果目標」として、掲載されている市教委の7項目についてであります。目標年次が教育プランは平成26年度であり、後期戦略計画は平成28年であるにも関わらず、同じ数値を掲載しているものが2件あるほか、全く新たな数値などが掲載されているものが3件あり、更には教育プランに未搭載の項目が2件

掲載されておりますが、どの様な経緯から教育プランとの整合性を図ることなく、後期戦略計画に搭載したのか、所見をお聞かせ下さい。

【市教委答弁要旨：7／18】

成果指標につきましては、進捗状況等を判断しながら、妥当と思われる数値を設定したものと考えております。

【所見：7／19】

教育プランに搭載されていない項目を、石狩市の第4期石狩市総合計画の「後期戦略計画」に搭載するには、少なくとも教育委員会会議に諮って、教育プランに掲載するなど所要の修正をした上で、搭載する必要があることに、気づいていただきたいのであります。

また、一方教育委員会会議にお諮りしたとしても、教育プランには、石狩市が目指す「将来像」や基本理念の「共生」が欠落しておりますので、教育委員としては、共通の土俵にない中で、石狩市の第4期石狩市総合計画の「後期戦略計画」に搭載することについて、論理的・体系的な視点に立ちその必要性や在り方などを論じることに、大きな矛盾や躊躇いが生じることにも、気づいていただきたいのであります。

(3) 3点目ですが、石狩市教育委員会事務委任規則第1条第1項では、「主要な教育施策の確立、変更及び実施に関すること。」について、教育委員会会議に諮ることとされておりますが、石狩市教育プランなどに関する事案は、この規定に該当すると思いますが、どの様な理由から教育委員会会議に諮ることなく、事務局のみで進めたのかお聞かせ下さい。

また、平成19年度からスタートした第4期石狩市総合計画【前期計画】の策定過程においても、教育委員会会議に諮った形跡が見当たらないのですが、どの様に進めたのか併せてお聞かせ下さい。

【市教委答弁要旨：7／18】

教育委員会会議の案件としては、なかったものと思います。
事務局レベルで対応したものと考えております。

【所見：7／19】

石狩市教育委員会事務委任規則第1条第1項では、「主要な教育施策の確立、変更及び実施に関すること。」について、教育委員会会議に諮ることとされておりのことから、本件については、教育委員会事務局の越権行為にあたると思われることに、気づいていただきたいのであります。

更には、教育委員会会議の決議を経ない案件については、効力を有しないと思われることにも、気づいていただきたいのであります。

2 只今の質疑を通じ、教育委員会にとって不都合な事態が明らかになりました

たが、いずれも構造的な問題から生じておりますので、抜本的な改革に取り組む必要があると考えております。

平成25年石狩市議会第1回定例会で、田岡市長は「平成25年度市政執行方針」の中で、平成27年度中のスタートを目指し、第5期石狩市総合計画を策定する旨表明されております。

現時点では、「第5期石狩市総合計画」の作業工程表（ロードマップ）は、明らかにされていないことですが、市教委としては、第4期と同様に教育に関する計画の一部が掲載されるとの認識の下に、心の準備をしておくべきと考えます。

この様なことから、2点委員提案をしますので、所見をお聞かせください。

（1）はじめに、市教委としては、この様な絶好の機会を活かし、自らの手で長年にわたる不都合な関係を断ち切ることとし、石狩市の「第5期石狩市総合計画」の策定に併せて、教育基本法第17条第2項に基づき、新たに「（仮称）石狩市教育振興基本計画」の策定に向け、取り組んでいただきたいのですが、所見をお聞かせください。

【市教委答弁要旨：7／18】

事務局としては、国・道の教育計画においても、10年の基本構想をもとに5年の基本計画が策定されており、現構想を踏まえて後期5カ年の計画を策定したいと考えております。

【所見：7／19】

教育委員会にとって、甚だ不都合な事態が生じていることについては、詳細に説明しいずれも構造的な問題から生じていると思われる所以、抜本的な改善に取り組む必要があります。

今一度冷静に、論理的に物事の本質を見極めていただき、石狩市の「第5期石狩市総合計画」の策定に併せて、市教委としても新たに「（仮称）石狩市教育振興基本計画」の策定に向けた取り組を、心から期待しております。

なお、先程も申し上げましたが、北海道の新・北海道総合計画と第四次北海道教育長期総合計画とは、平成20年から平成29年までの10年計画となっており、整合性が図られておりますので、是非参考にしていただきたいのであります。

（2）次に、現行の石狩市教育プランの基本的な考え方の基調となっているのは、市民憲章（前章）（平成18年制定）、石狩市教育目標（平成2年制定）、自治基本条例（前文）（平成20年制定）であります。特に石狩市教育目標については、5項目掲げられ制定後四半世紀近く経っております。

一方、去る6月14日に閣議決定された「第二次文部科学省教育振興基本計画」では、教育目標は定められておりませんが、四つの基本的方向性について設定しており、また、本年3月に改定された「北海道教育推進計画」では、国と同様に教育目標は定められておりませんが、基本理念の考え方について7項目設定しております。

この様なことから、「（仮称）石狩市教育振興基本計画」の策定に併せて、「石狩市教育目標」の改正等に向け、検討すべきと考えますが、所見をお聞かせ下さい。

【市教委答弁要旨：7／18】

次期教育プランの策定を行う5年後を想定したうえで、教育目標の見直しの必要性を見極めながら判断したいと考えております。

【所見：7／19】

「石狩市教育目標」の改正等に向け、検討すべき理由について、「第二次文部科学省教育振興基本計画」や「北海道教育推進計画」（第四次北海道教育長期総合計画）の改定版など、客観的な資料をお示し縷々説明しておりますので、今一度冷静に、物事の本質を見極めていただき、第5期石狩市総合計画の策定の機会に併せて、「石狩市教育目標」の改正等に向けた取り組を、心から期待しております。

【委員提案に関する措置要求】

いずれにいたしましても、この度の答弁を了として進めることには、教育委員としての役割を放棄することにも繋がり、良心の呵責に悩み続けることになりますので、様々な視点から意見を述べさせていただきました。

事務局の皆様には、大変ご苦労をお掛けすることとなります、議論の経緯を踏まえ、今後事務局において、「委員提案に関する試行の実施について」の【その2】に基づき、所要の措置をお願い申し上げます。

【参考資料】

I 文部省は、去る6月14日教育基本法第17条第1項に基づき、「第二次文部科学省教育振興基本計画」（平成25年から平成29年までの5年計画）を閣議決定し、国会に報告し公表したこと。

II 道教委は、去る3月教育基本法第17条第2項に基づき、「北海道教育推進計画」（第四次北海道教育長期総合計画）の改定版（平成25年から平成29年までの5年計画）を公表したこと。

なお、北海道の新・北海道総合計画と第四次北海道教育長期総合計画とは、

平成20年から平成29年までの10年計画となっているほか、北海道教育推進計画は、新・北海道総合計画が示す政策の基本的な方向に沿って策定される教育分野の計画と位置付けられていること。

III 石狩市教育目標（平成2年制定）

- ① 旺盛な学習意欲と行動力をもち、創造性に富む人
- ② 自然や歴史を大切にし教養を高め、価値の高い文化を育てる人
- ③ 社会の変化に応じた識見と自己抑制力をもち、秩序ある生活をいとなむ人
- ④ 健康な身体と豊かな心情をもち、たくましい体力のある人
- ⑤ 自他を敬愛し、信頼と協調に支えられて、郷土の発展に貢献する人

IV 第二次文部科学省教育振興基本計画（四つの基本的方向性）

- ① 社会を生き抜く力の養成
 - 社会が激しく変化する中で自立と協働を図るための能動的・主体的な力である第1「社会を生き抜く力」を誰もが身に付けられるようとする。
- ② 未来への飛躍を実現する人材の養成
 - あわせて特に、変化や新たな価値を主導・創造しイノベーションを実現する人材、グローバル社会において各分野を牽引できるような人材、すなわち第2「未来への飛躍を実現する人材」を養成する。
- ③ 学びのセーフティネットの構築
 - 一方、厳しい経済情勢において社会的格差等の問題が指摘される現在、上記2点を達成するための基礎的な条件として、安全・安心で充実した教育機会にアクセスできるようにすること、すなわち社会参画・自立に向けた第3「学びのセーフティネット」を構築する。
- ④ 絆づくりと活力あるコミュニティの形成
 - 以上の取組をより実効的に進めるためには、個々人の取組に委ねるのではなく、社会全体の協働関係において推進していくこと、いわゆる社会関係資本を充実することが重要である。このため、社会のつながりの希薄化などが指摘される中にあって、学校教育内外の多様な環境から学び、相互に支え合い、そして様々な課題の解決や新たな価値の創出を促す第4「絆づくりと活きずな力あるコミュニティ」の形成を図る。

V 北海道教育推進計画（第四次北海道教育長期総合計画）の改定版

- ① 変化やストレスの激しいこれからの社会で活きる実践的な力と、粘り強く、たくましく生きる力を育むこと
- ② 自らの夢や希望を実現していこうとする自立の精神を育み、主体性と責任感を持つて挑戦すること
- ③ 社会の一員として、すべての人々がともに支え合う共生の考え方立ち、お互いを尊重し、ふるさとへの愛情と誇りを持って、北海道の発展と我が国、世界の発展に貢献できる力を育むこと
- ④ 北海道の四季折々の美しい自然や寒暖の差が大きい気候などの地理的条件の下で育まれてきた先人の知恵や工夫、歴史や伝統、文化、産業などへの理解を深め、将来の北海道の社会を担っていこうとする意識を涵養すること
- ⑤ 確かな学力[※]や、人との関係づくりの基礎となるコミュニケーション能力など、社会で生きていくために必要な基礎的・基本的な資質・能力を身に付けさせること
- ⑥ 自他の命を尊重し、父母や祖父母を敬愛し、家族の一員としての自覚を深め、人を思いやる心や公共心、倫理観などの豊かな心を育むとともに、優れた伝統や文化・芸術への理解を深めながら豊かな感性と創造力を育むこと
- ⑦ 生涯を通じて健康で生き生きとした生活を送ることができるよう、生涯学習活動や文化・スポーツ活動を通じて豊かな教養と健やかな心身を育むこと

＜報告事項1＞

教育委員会の広報について

1. 趣 旨

昨今、教育を取り巻く諸状況の変化の中、より一層、地域と一体となった施策の展開が求められていることから、今年度の本市教育行政執行方針では、「教育委員会が自ら積極的に情報を発信し、保護者や学校、地域との共有・連携を図り、より一層、透明性の高い教育行政を遂行する。」と述べているところであり、この具体化策の一つとして、本市教育行政に関し、一定のインターバルとフォームで市民への広報を行うものとする。

2. 手 法

- (1) 広報媒体として、紙面（広報紙）の作成・発行
- (2) 市ホームページの改善 及び広報紙のWEB公開

3. 内 容

(1) 広報紙

- ① 次の2つを着眼点として、これらを骨格とした広報を行う。
 - ・市民の協力、協働等による取組
 - ・きめ細やかな情報提供
 - ② 広報計画・内容
 - ・年4回発行（季刊）
 - ・内容については、適宜管理職会議等で検討を行う。
 - ③ 広報紙面
 - ・白黒印刷 A3両面
- 【配布先：保護者（児童生徒経由）、町内会回覧、各団体・審議会等】

(2) 教育委員会ホームページ

- ① アクセシビリティの向上
- ② 情報の集約
- ③ 広報紙WEB公開（カラー PDF）

＜報告事項 2 ＞

図書館交流事業について

1 輪島市、名取市との交流

(1) 友好図書館の協定

- ① 「石狩市民図書館と輪島市立図書館・門前図書館」
- ② 「石狩市民図書館と名取市図書館」

(2) 講演会の開催

「石狩市民図書館まつり」において、輪島市、名取市から図書館長等を招き図書館活動等について話してもらう。

石狩市民図書館まつり 10月26日（土）27日（日）

交流式典 27日午前中 調印式と各館長によるトーク

(3) 地域資料の展示

3市の図書館において、他の2市と交換した地域資料を展示する。

「手をつなぐ図書館の絆展」

・展示期間（3市共通）8月27日（火）～9月26日（木）

2 輪島市との交流

(1) 講演会の開催

「輪島市立図書館まつり」の中で子母澤寛に関する講演会を開催する。

演題「子母澤寛の人と文学（仮題）」

講師 村山 耀一（石狩郷土研究会会長）

丹羽 秀人（石狩市民図書館副館長）

・輪島市立門前図書館 11月 9日（土）

・輪島市立図書館 11月10日（日）

(2) 資料の展示

石狩市から子母澤寛に関する資料を送り、輪島市立図書館で展示する。

・展示期間 11月中を予定

3 名取市との交流

布の絵本講習会の開催

石狩市から布の絵本サークル「にじ」のメンバーを派遣し、名取市に発足した布絵本サークルに、指導を行い交流する。

・実施時期 12月上旬を予定

＜報告事項 3 ＞

学校給食での誤飲事故発生に伴う対応について

1. 事故内容

6月27日(木)に札幌市立南小学校特別支援学級2年生男子児童(7歳)が、給食時間中にプラムの種子を喉に詰まらせた死亡事故が発生。

札幌市では当面、プラムを使用しないことを決定。

2. 本市の対応等

(1) 状況の把握

本市及び管内におけるプラムの使用状況を確認。

(2) 対 応

①メニュー

当面、プラムは使用しない。

②学校への周知等

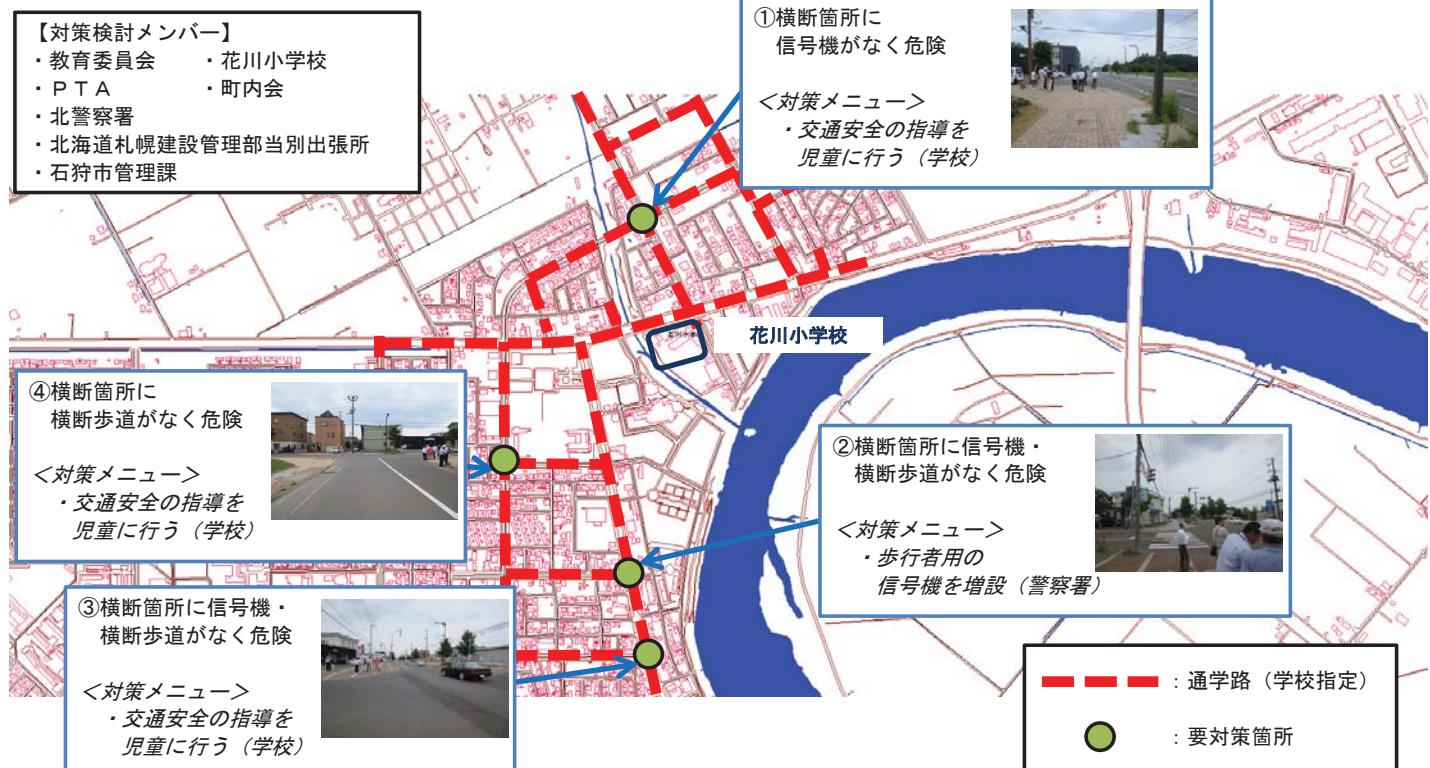
- ・市内全校に「児童生徒の給食指導に当たっての安全確保の徹底について」通知。

- ・校長会・教頭会で周知、徹底。

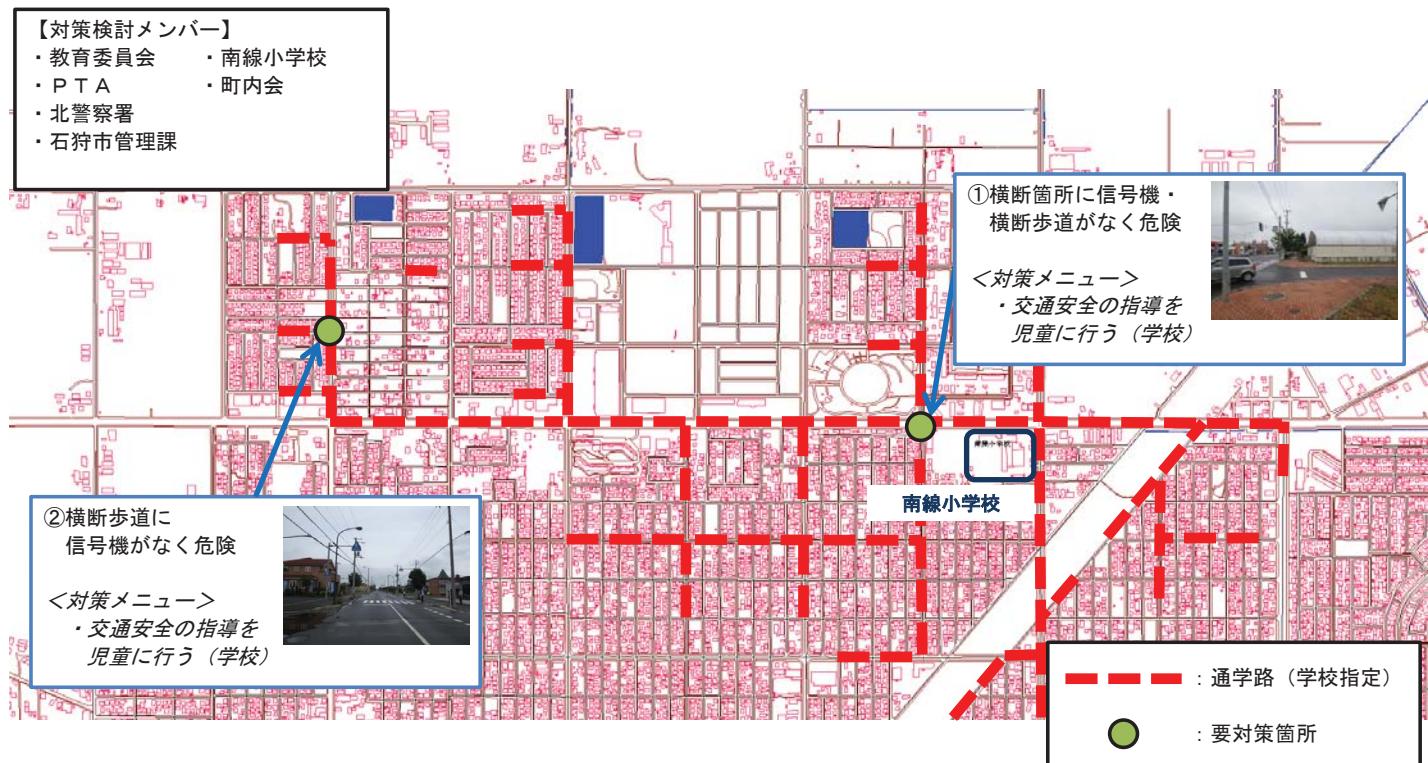
通学路対策箇所図（石狩小学校）



通学路対策箇所図（花川小学校）



通学路対策箇所図（南線小学校）



通学路対策箇所図（花川南小学校）

